



捨印

過誤納金還付請求権譲渡通知書 (自動車税用)

年 月 日

愛媛県 地方局長様

譲渡人 (納税義務者)

住所

(所在地)

氏名

印

(名称及び代表者氏名)

(法人の場合は代表者印)

連絡先電話番号

()

私が有する下記過誤納金の還付請求権は、年 月 日に次の者へ譲渡したので通知します。

記

税目	自動車税		過誤納金発生事由	抹消・減免・重複納税
年度	年度		(いずれかを○で囲む)	その他 ()
登録番号	愛媛		過誤納金発生原因日	年 月 日
※ 過誤納金額 (記入しないで下さい。)	円		備考	
譲受人住所 (〒 -)				
譲受人氏名				
連絡先電話番号 ()				
口座振替 (口座振替を希望する場合のみ記入)	銀行 信用金庫 農業協同組合		支店 支所 出張所	1 普通 2 当座 3 納税準備
	口座番号		口座名義人 (かかけ) (譲受人と同一)	

(注意事項)

- 過誤納金が発生する原因が生じた日 (廃車日、重複納税した日など) の属する月の翌月 10 日までに提出してください。ただし、月初め (6 日頃まで) に重複納税した場合は当月 10 日までに提出してください。それ以降の提出分は譲渡人に還付されることがあります。
- 債権の譲渡人や譲受人に県税の滞納がある場合、当該未納の徴収金に充当されます。
- この通知書は、定置場所管の地方局税務 (管理) 課へ提出してください。
- ※欄の過誤納金額については地方局税務 (管理) 課で記入します。
- 本人が窓口提出する場合以外は、譲渡人欄に実印を押印し、その印鑑証明書 (コピー不可) を添付して下さい。なお、印鑑証明書は譲渡した日から遡って 6 ヶ月以内に発行されたものとして下さい。
- 現住所と課税住所が異なる場合は、移転を証明する住民票 (個人番号の記載のないもの) 又は戸籍の附票 (いずれもコピー可) を、愛媛ナンバーが不明の場合は、車検証の写しを添付して下さい。